

# 令和4年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」 地域と移住者とのきずな創出支援業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

## 1 委託業務名

令和4年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」地域と移住者とのきずな創出支援業務

## 2 業務目的

先輩移住者や地域コミュニティのキーマン及び農山村地域で農業・地域活性化に関わる者、移住実践者で受け入れに協力する者（以下「地域支援者」という。）を拡大するとともに、支援者間の交流を図り、受入体制を強化する。

また、移住体験イベント等を開催し、移住希望者と地域支援者とがつながる場を提供する。

## 3 「農ある暮らし」の定義

新たに農業を始める、農産物の生産から加工販売まで手掛ける農業の6次産業化に携わる、又は自宅近くの市民農園で野菜を育てるなど、それぞれの希望に応じて様々な形で農に関わる暮らしをすること。

## 4 委託期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで

## 5 委託業務の内容

### （1）地域の移住者の受入れ先の機能強化

地域支援者を発掘して拡大するとともに、地域支援者の交流を図り、移住の受入体制を強化する。

#### ア 地域支援者向けの勉強会及び交流会の開催

- ① 内容は、受講者に農ある暮らしでの移住ロールモデルをPRする「地域支援者」であることを認識してもらえる内容とすること。
- ② 県の取組を説明する勉強会、各地の活動事例の発表や、移住を検討する地域外の方との関係づくりについて意見交換をするなど、移住希望者の受入体制の強化につながるものとなるように企画し、当日の運営を工夫すること。

- ③ 開催場所は埼玉県内とし、会場は受託者において確保すること。
- ④ 地域支援者となる者に対して効果的な告知活動を行い、15名程度の参加規模とすること。

#### イ 地域支援者紹介冊子の作成

地域支援者と地域支援者の農ある暮らしの関わり方などを紹介する冊子を作成する。

- ① B5版カラー12ページ以上で作成するとともに、冊子は写真やイラストを使用し、移住希望者の興味を引き、分かりやすいデザイン、構成とすること。
- ② 冊子には、埼玉県の農ある暮らしやそれを支える地域支援者とはどういった方のことをいうのかを記載すること。
- ③ 紹介する地域支援者は4名以上確保すること。
- ④ 紹介する地域支援者のうち、1名以上は、援農体験プログラムなどを手掛けている者を選ぶこと。

ここで紹介する援農プログラムは、単発なものではなく、援農希望者が直接申し込むことができるものであること。

- ⑤ 冊子は、電子データで提出するとともに、紙媒体で1,000部提出すること。

#### ウ 地域支援者へのインタビュー等の実施

- ① 地域支援者へのインタビュー等を実施し、動画にまとめてPRすること。
- ② インタビュー等行う地域支援者は2名以上発掘すること。なお、最低数の2名とする場合は、地域が重ならないように選定すること。
- ③ 動画は電子データで提出すること。

### (2) 移住希望者と地域の関りの場の創出

移住体験イベントを開催し、移住希望者と地域支援者とがつながる場を提供する。

#### ア 農ある暮らし体験ツアーの開催

移住を検討する若い世代を主な対象として、農山村地域との交流の入り口となるツアーを開催する。

- ① 業務実施地域は、県内農山村地域のうち、「農ある暮らし」の推進地域として素地がある秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）から1市町以上選択すること。

#### 《秩父地域選定の理由》

- ・ 都心部からのアクセスも良く、自然溢れる魅力ある地域で、きゅうり、なす、さやいんげんなどの農産物が生産されてるほか、近年では観光いちごが増えているなど、多様な農ある暮らしを実現できる環境にある。

- ・ 過疎地域の対象が広がるなど、人口減少地域であり、農山村地域の活性化を図るために、事業推進に力を入れるべき地域である。
  - ・ 移住専門相談窓口の設置など移住施策に力を入れている自治体が多く、さらに、都市と農村との交流拠点施設があり、農業体験などが身近で、農ある暮らしが取り入れやすい環境にある。
- ② 農と関わる体験活動や地域が抱える課題の共有など、参加者と地域支援者の相互交流が図られるツアーの企画、運営とすること。
  - ③ 実施場所、受入する移住支援者は受託者において調整し、会場等を確保すること。
  - ④ 効果的な告知活動を行い、15名程度の受入れを行うこと。

### (3) 活動の発表

上記(1)・(2)の活動内容について、ターゲットとする若い世代や潜在的な地域支援者等に対して、埼玉県の「農ある暮らし」への関心を高め、移住につながるように発表すること。

イベントの開催や出展、自社のHP、その他のSNS、雑誌等への掲載などにより実施し、発表の方法、場所等は問わない。

### (4) その他全般的な事項

ア 本事業の目的を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。

イ 業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

ウ 関係する市町村との情報共有、連携の下に業務を進めること。

エ 協力者等に対して謝金・対価等の支払いが生じた場合は、受託者において負担すること。

オ 参加者の移動、体験活動等の安全確保に十分留意すること。

カ 新型コロナウイルス感染症などについて、感染症対策を十分に行った上で活動を実施すること。なお、政府から緊急事態宣言等が発出された場合は、当該期間は原則、現地での活動は行わずオンラインでの活動のみとする。その他、活動手法については、活動地域等の感染状況を把握した上でよく検討すること。

## 6 報告書の提出

事業終了後速やかに、書面による完了報告書を県農業ビジネス支援課に提出するとともに、併せて以下のDVD-R(又はCD-R)を提出すること。

ア 完了報告書

写真等が掲載され、一連の取組の実施状況が分かるよう記載すること。

また、本事業を行ったことによる効果や課題等の分析結果も記載すること。

イ アンケート集計結果 (excel ファイル)

ウ 写真 (JPEG ファイル)

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。  
なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。